

会議記録（１）

会議名称	第 1 1 回北本市自治基本条例制定研究懇話会		
開会及び閉会日時	平成 2 0 年 1 1 月 1 2 日（水）午後 6 時～午後 8 時		
開催場所	市役所会議室		
議長氏名	会長 内田政之助		
出席委員(者)氏名	浅野 昭八 加藤 信利 高荷 正春 福島 洋輔	有働 秀鷹 河井 宏暢 田中 昭仁	内田政之助 古賀 利雄 宮原 鈴代
欠席委員(者)氏名	秋葉三枝子 田中 正昭	堀越 一三 佐藤 健市	三橋 博 山本 浩之 加藤 一男
説明者の職氏名	協働推進課 課長 横田 順一 主幹 長嶋 太一		
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 横田 順一 主幹 長嶋 太一 主査 鈴木 直美		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 北本市自治基本条例素案（中間報告）に対する意見について 4 その他 5 閉会		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 北本市自治基本条例素案中間報告に対する市民の意見への対応について（検討事項） ・ 北本市自治基本条例素案（中間報告）で「努めなければならない」と規定している条文 ・ 自治基本条例素案中間報告に関する意見 ・ 自治基本条例素案中間報告に関する意見（回答案） 		

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>先日の自治基本条例説明会の開催に際しましては、委員の皆様にご協力いただきありがとうございました。まず、お礼を申し上げます。</p> <p>定刻となりましたので、第11回北本市自治基本条例制定研究懇話会を開会いたします。次第にもとづきまして進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 あいさつ</p> <p style="padding-left: 2em;">・内田会長</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 北本市自治基本条例素案（中間報告）に対する意見について</p> <p>議題の(1)北本市自治基本条例素案（中間報告）に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>———市民から提出された意見について報告———</p>
議長	<p>今回は市民から提出された意見に対する回答案を事務局に提案いただきましたので、この考え方を参考に懇話会としての考え方をまとめていきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>———承認———</p>
議長	<p>それでは、条例素案中間報告への意見に対する回答案について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>———回答案について説明———</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された19の意見・質問に対する回答案を説明 ・提出された意見・質問はほとんどが行政に寄せられた事項である ・資料1を示し、提出された意見・質問のうち、懇話会で検討すべき事項について提案 ・用語、文章表現の指摘事項については、事務局において原則、指摘のとおり修正するとしてよいか提案 ・資料1、2 個別検討事項の個別検討事項(1)から(4)につい

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>ての事務局案を提案</p> <p>事務局から条例素案中間報告への意見に対する回答案が提示されましたが、ご意見はございますか。</p>
高荷委員	<p>行政評価の【条文の解説】部分のP D C Aサイクルの説明などは修正せずに、中間報告のとおりでよいと思います。</p>
関山委員	<p>品質管理の検定やI S Oの審査、登録を行っている日本科学技術連盟がI S O 1 4 0 0 1規格のP D C Aサイクルとして、AをA c t i o nとして提唱し、一般的な考え方として普及しているのですから、中間報告の記載のとおりで問題ないと考えます。</p>
有働委員	<p>意見に対する回答の出し方を考える必要があります。「このように検討しました」という表現で出せばよいと思います。</p>
高荷委員	<p>いずれにしても回答だけが一人歩きしないように注意する必要があります。</p>
浅野委員	<p>提出された意見への回答については、回答の出し方も含めて事務局で判断して欲しいと思います。</p> <p>今回、地域別の説明会を実施しましたが、フォーラム等を開催するなどしてもう少し市民の意見を聞くことを考えてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>条例制定後にフォーラムを開催することを考えています。これまでも条例制定に関する取組みについて、広報や条例制定ニュース等を発行してお知らせしてきました。今回の説明会についても全戸配布の市の広報の表紙に掲載し、参加を呼びかけましたが、なかなかすべての方に目に留めていただくことは難しい状況にあります。今後もこつこつと少しずつ周知を図っていく必要があると考えています。</p>
高荷委員	<p>市民全員の意見を聞くことは不可能なので折衷案で考える必要があります。</p>
有働委員	<p>この条例をいかに多くの市民に理解してもらうか、周知方法</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
勝委員	<p>を今後考える必要があると思います。</p> <p>条例の周知方法は後ほど考えることとしまして、表現に関する指摘への回答については、事務局案のとおりでよいと思います。</p>
岩崎委員	<p>市長への手紙の回答案については、庁議の細かい説明だけではなく、庁議を設置しているほか、必要に応じて庁内委員会等を組織し、職員の知識と能力を活用し、政策決定しているという回答に改めたいと思います。</p>
浅野委員	<p>自治基本条例の中で議会基本条例の制定を規定しておくべきという意見に対しましては、私も同じ意見です。別に条例で定めると規定しておくべきだと思います。</p>
河井委員	<p>議会の運営状況や仕組み等を理解していない市民が、議会に対し、あれをやれ、これをやれというのは難しいことだと思います。</p>
高荷委員	<p>議会の中にも自治があると思います。私は議会に関する運営を定める条例については、議会に任せる形がよいと思います。</p>
勝委員	<p>この条例は市長が議会に提案するものですから議会についての規定は、中間報告のとおりでよいのではないのでしょうか。</p> <p>議会基本条例は、議会が主体となって市民参加で作るのが望ましいと思います。</p>
議長	<p>それでは、個別検討事項の「(1)議会基本条例について言及するか」については、現状のまま【条文作成の背景】の中で議会基本条例を制定することが望ましいという意見があるということに記載するにとどめたいと思います。</p>
議長	<p>次に「(2)市民の納税の義務について条例に規定すべきか」について検討します。いかがでしょうか。</p>
勝委員	<p>これは、市民ワークショップの時から出ている意見で、私も当初は、憲法に記載のあるものを条例に記載するのはどうかと思っていましたが、懇話会のこれまでの議論で「憲法で定めが</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
加藤（信）委員	<p>あってもあえて規定しておくべきだ」として意見が一致したと記憶しています。市民が行政サービスを受ける権利と対にもなっているなのでこのまま残した方がよいと思います。</p> <p>給食費の滞納問題が新聞の一面に出て、そのことについて議論したことからこの規定ができたと記憶しています。保育料や給食費などサービスを受けているにもかかわらず支払うべきものを支払わない人がいるという議論でした。市民は、権利を主張する前に義務を果たすべきと考えますので、私も残しておくべきだと思います。</p>
議長	<p>市民の納税の義務についての規定は、残すべきとの意見が出されていますが、よろしいですか。</p>
全委員	<p>——承認——</p>
議長	<p>次に「(3)職員の責務について指摘のとおり修正してよいか」について意見を伺います。</p>
高荷委員	<p>職員の研鑽は必要だと思うので、残した方がよいと思います。</p>
関山委員	<p>私も「研鑽に努める」という規定は残しておいて欲しいと思います。職員には、是非、新しい時代の到来を認識してもらい、新しい分野の知識を進んで習得してもらいたいと思います。</p>
有働委員	<p>職員が自分の与えられた仕事に関することを勉強するのは当然のことです。職員にはそれだけではなく自分の持ち場以外の分野の仕事についても積極的に学んでいくような、常に広い視野を持って業務に取り組んでももらいたいと思います。その点からも研鑽に努めるという規定は残しておいた方がよいでしょう。</p>
議長	<p>それでは、「職員は研鑽に努める」という規定は残すこととしたいと思います。</p> <p>「(4)「事業者の責務」の項目について」はいかがでしょうか。</p>
田中（昭）委員	<p>【条文の解説】の中に圏央道や上尾道路整備の記載があるため、行政も開発者として事業者の中に含まれるような誤解を生む可能性があるという指摘だと思いますので、この条文の解説</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>の記述を改めればよいのではないのでしょうか。</p> <p>それでは【条文の解説】の圏央道と上尾道路の記載について削除することで対応したいと考えますがよろしいでしょうか。</p>
全委員	———承認———
議長	<p>それでは、「(5)行政と議会の項目に「努める」という表現が多いという指摘について」はいかがでしょうか。</p>
勝委員	<p>説明会の質疑応答の記録の中の「このことについてもう一度懇話会で議論したい」と発言した委員は私です。</p> <p>「努める」と規定した条文を「しなければならない」に変更できるものもいくつかあると思い、もう一度検討する必要があると考えました。</p>
福島委員	<p>「努めなければならない」という規定は、努力してもできないこともありうるという意味を持たせるものであって、決してやらなくてもよいという規定ではありません。</p> <p>努力した結果、できなかったということも考えられますが、「努力しなければならない」という義務の規定です。</p>
勝委員	<p>市民の立場と言い分もありますが、「努める」の規定の部分の修正については、行政側である事務局に預けたいと考えます。</p>
議長	<p>行政と議会の項目の「努める」の規定の修正については、事務局に預けたいという提案ですが、よろしいですか。</p>
全委員	———承認———
議長	<p>それでは、次回の懇話会までに用語、文章表現の修正と「努める」の規定についての修正案を事務局に求めたいと思います。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回懇話会の開催予定 <li style="padding-left: 2em;">12月3日（水）午後6時から 文化センター第4会議室 ・ 次回会議には立正大学山口教授に参加いただく予定

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>5 閉会 ・有働副会長あいさつ</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成 年 月 日 北本市自治基本条例制定研究懇話会 会長</p>	